Zeimu Horitsu soudan jimusho

復興特別税とは

宜野湾事務所 所長 税理士



新里 英俊 (しんざと ひでとし)

復興特別税の適用について 前政権下の 2011 年 12 月に公布された「東日本大震災 からの復興の為の施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に おいて復興特別法人税制度ならびに復興特別所得税制度が創設され、2012年4月1 日に施行されました。改めてその内容を確認しておきたいと思います。

復興特別法人税

すでに昨年4月1日開始事業年度より課さ れていますが、各事業年度の所得金額に対する 法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額 を法人税と同時に申告納付するものです。この 法人税額の10%相当額が復興特別法人税の金 額となります。復興特別法人税は、2012年4 月1日から3年間(2015年3月31日まで) の期間限定で適用されます。ここで確認してお きたいのが、法人税の減税もあわせて実施され ていること。具体的には2012年4月1日開 始事業年度からの法人税率が25.5%(改正前 30%) に減税されており、復興特別法人税率 を加算することによる税率は28.05%(25.5% ×110%)となります。つまり減税効果は薄 まりましたが、改正前の30%に比して結果と して減税となっているということになります。 なお、中小法人については所得のうち年800 万円以下の所得について税率 15%(改正前 18%) とされているところ、この部分も3年 間は 16.5% (15%×110%) となるため、本 来の減税効果は2015年4月1日以後開始事 業年度からということになります。

復興特別所得税

本年から適用される税制で、その内容は、 2013年1月1日から2037年12月31日ま での間に生じる所得税額に2.1%の税率を乗じ て計算した税額を納付する制度です。昨年来、 年明け1月から適用されることで注意すべき こととして挙げられていたのが源泉徴収でし た。つまり、源泉徴収の対象となる所得税につ いては、源泉徴収義務者が源泉所得税を徴収す る際に復興特別所得税をあわせて徴収し、源泉 所得税の法定納期限までに、その復興特別所得 税を源泉所得税とあわせて国に納付する義務を 負うこととされています。本年1月1日以後 に生じる利子、配当、給与等の所得については 支払いの際復興特別所得税をあわせて徴収する こととなっています。給与所得に関しては源泉 徴収税額表を適用することにより徴収額は容易 に算出出来ますが、報酬支払いによる源泉税額 は、前年まで10%の税率を乗じて徴収してい たのであれば、本年1月支払い分は10.21% (10%×102.1%) を乗じた金額を源泉徴収す ることとなります。法人との関係でいうと、法 人においても法人の収益として利子、配当等が あれば前記の金額が源泉徴収され、源泉徴収さ れた復興特別所得税は、復興特別法人税の申告 書において復興特別法人税から控除後、控除し きれない場合には還付されます。復興特別所得 税の額は復興特別法人税の額から控除すること とされており、法人税の額から控除すること はできず、復興特別法人税申告書の提出によ り、復興特別所得税が還付となる場合でも状況 によっては法人税額別途納付が必要となること もあり確認が必要です。住民税に関しては均等 割につき特別税が課されることとされています (2014年6月から10年間)。